

■ 変動金利型定期預金 [複利型]

2020年4月1日 現在

商 品 名		変動金利型定期預金〔複利型〕	
販売対象		個人の方	
期 間		・ 定型方式 3 年 ・ 預入時の申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）をご利用いただけます。	
預入方法	預入方法	一括預入	
	預入金額	1 千円以上	
	預入単位	1 円単位	
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻しいたします。	
利 息	適用金利	預入日から 6 ヶ月間は預入時における大口定期預金、スーパー定期預金 6 ヶ月ものの金利（指標金利）に上乗せ金利を加算した利率を適用します。以後 6 ヶ月ごとにその時点における指標金利に基づき同様の方法により適用利率を変更します。 ◆ 3 0 0 万円未満 スーパー定期 6 ヶ月 3 0 0 万円未満の利率（指標金利）＋上乗せ金利 ◆ 3 0 0 万円以上 1 0 0 0 万円未満 スーパー定期 6 ヶ月 3 0 0 万円以上の利率（指標金利）＋上乗せ金利 ◆ 1 0 0 0 万円以上 大口定期 6 ヶ月 1 0 0 0 万円以上の利率（指標金利）＋上乗	
	利払方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。	
	計算方法	付利単位を 1 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算で 6 ヶ月毎の複利計算	
税 金		・ 個人…20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%） ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）となります。	
手 数 料		―――	
付加できる特約事項		・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0. 5 0 % を上乗せした利率） ・ 本預金はマル優対象商品です。	
期限前解約時の取扱い		満期日前に解約する場合、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 6 ヶ月毎の複利計算した利息とともに払い戻しいたします。 ◆ 預入期間が 6 ヶ月未満の場合 解約日における普通預金の利率 ◆ 預入期間が 6 ヶ月以上 1 年未満の場合 約定利率× 4 0 % ◆ 預入期間が 1 年以上 1 年 6 ヶ月未満の場合 約定利率× 5 0 % ◆ 預入期間が 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満の場合 約定利率× 6 0 % ◆ 預入期間が 2 年以上 2 年 6 ヶ月未満の場合 約定利率× 7 0 % ◆ 預入期間が 2 年 6 ヶ月以上 3 年未満の場合 約定利率× 9 0 %	
金利情報の入手方法		店頭備え付けの商品・金利等案内動画またはホームページ、もしくは窓口へご照会ください。	
苦情処理措置・紛争解決措置		・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は下記の窓口をご利用ください。 【窓口：兵庫ひまわり信用組合総務部】 0 7 8 － 6 3 1 － 7 7 6 4 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休業日は除く）	

	受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.h-himawari.com ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申出については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・ 預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1千万円までとその利息等が保護されます。